

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成24年2月22日

警 察 本 部

陳情（新規分）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
陳情 24年－9 (24. 2. 20)	警 察	暴力団排除条例の無効決議 について 大日本護国團	鳥取県暴力団排除条例は、暴力団の活動が県民の日常生活や社会経済活動に脅威となっていることから、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活を確保、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成23年3月11日に県議会において可決され、同年4月1日に施行されました。なお、罰則、調査、勧告、事実の公表については、同年7月1日施行されました。 社会が一体となった暴力団排除に関する取組の充実及び徹底が図られることにより、県民の日常生活の平穏と社会経済活動の健全化が実現されるよう、警察本部としても条例の適正な適用に努力してまいりたい。